

広島県告示第五百六十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成二十八年九月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
二九	山県郡北広島町川戸字土井敷二二七七番一、二二七七番二、二二七八番一、二二七八番三、二二八九番、二一九〇番、二一九一番、二一九二番、二一九三番、二一九四番、二一九五番、二一九六番、二一九九番一、二一九九番三、二二〇〇番一、二二〇〇番二、二二〇〇番三、二二〇二番、二二〇三番一、二二〇三番三、二二〇四番一、二二〇四番二、二二〇五番、二二〇六番一、二二〇六番二、二二〇六番三、二二〇六番四、二二〇七番、二二〇八番、二二〇九番、二二一〇番一、二二一〇番二、二二一一番、二二一二番、二二一三番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の三十一第一号
三〇	山県郡北広島町本地字埴ヶ原一一六九番五九、一一六九番六〇、一一六九番六一	規則第十二条の三十一第二号